



目次

告 示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○土地収用法に基づく事業の認定 ( )	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (防災砂防課)	2
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	3
公 告	
○令和5年度クリーニング師試験の実施 (薬務衛生課)	3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	4
○警備員等に係る検定合格者審査の実施	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の届出事項の異動の届出	5
○政治団体の解散の届出	5
落札公告	
○落札者等の公告 (広報広聴課)	5

告 示

高知県告示第340号の4

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の定置漁業による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和5年4月から同年6月まで）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和5年6月14日から同月30日までの間、くろまぐろの定置漁業による採捕の停止を命ずる。

令和5年6月13日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第354号

室戸市羽根町の一部地区、南国市岡豊町中島及び十市の各一部地区、安芸郡芸西村西分の一部地区、長岡郡大豊町北川の一部地区、土佐郡土佐町上津川の一部地区、吾川郡いの町小川縦ノ木山、成山、清水上分、小野及び越裏門の各一部地区並びに高岡郡四万十町奥神ノ川及び中神ノ川の各一部地区における地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規

定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月23日

高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

- (1) 南国市
- (2) 芸西村
- (3) 大豊町
- (4) 土佐町
- (5) いの町
- (6) 四万十町
- (7) 芸東森林組合

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 南国市岡豊町中島及び十市の各一部  
令和2年度及び令和3年度
- (2) 安芸郡芸西村西分の一部  
令和2年度及び令和3年度
- (3) 長岡郡大豊町北川の一部  
平成28年度及び平成29年度
- (4) 土佐郡土佐町上津川の一部  
平成23年度及び平成24年度
- (5) 吾川郡いの町小川縦ノ木山、成山、清水上分、小野及び越裏門の各一部  
令和元年度から令和3年度まで
- (6) 高岡郡四万十町奥神ノ川及び中神ノ川の各一部  
令和元年度から令和3年度まで
- (7) 室戸市羽根町の一部  
令和2年度及び令和3年度

3 成果の名称

- (1) 南国市地籍図及び地籍簿
- (2) 芸西村地籍図及び地籍簿
- (3) 大豊町地籍図及び地籍簿
- (4) 土佐町地籍図及び地籍簿
- (5) いの町地籍図及び地籍簿
- (6) 四万十町地籍図及び地籍簿
- (7) 室戸市地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和5年6月23日

高知県告示第355号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和5年6月23日

高知県知事 濱田 省司

1 起業者の名称

四万十町

2 事業の種類

四万十町文化的施設整備事業

3 起業地

- (1) 収用の部分  
高岡郡四万十町茂串町地内
- (2) 使用の部分  
なし

4 事業の認定をした理由

令和5年4月24日に四万十町から申請があった四万十町文化的施設整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
本件事業は、四万十町において今後、町民の生涯学習の拠点及び将来この町を支える人材の育成等まちづくりの拠点としての役割を持つ文化的施設を整備する事業であり、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法による公民館若しくは博物館又は図書館法による図書館」及び同条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。  
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である四万十町は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。  
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について  
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について  
現在の四万十町立図書館本館は、平成12年に旧高知地方務局窪川出張所跡地を購入し、建物の改修及び移転を行い現在に至っている。また、同年に、現在の四万十町立美術館の元となる窪川町立美術館が同施設内への併設により誕生している。  
当該図書館・美術館は、昭和63年建築、鉄筋・鉄骨コンクリート造（一部木造）2階建、延べ床面積615.61平方メートルで、施設の老朽化及び狭小さに加え、本来自立図書館・美術館として建設されたものではないため、図書館・美術館サービスのための各種スペースの確保に苦慮している状況である。図書館では、特に蔵書スペースの確保が大きな課題となっている。一方、美術館では、専用の収蔵庫等の設備がないため、適切な美術品の保存・管理が大きな課題となっている。

本来、図書館や美術館といった公共施設は、幅広く多くの方が利用することができる状態であるべきであるが、図書館では通路や書架と書架との間隔が狭いため、車椅子やベビーカー等の利用に支障を来している。さらに、施設内に階段やエレベーターがないため、施設の2階にある会議室等を利用する際は、屋外の狭い階段を使用するしかなく、障がい等身体的な事情により利用が制限されている状況である。

本事業は、これらの課題を解決するため、同町に図書館、美術館、展示及びコミュニティの4つの機能を有する複合施設である文化的施設（以下「文化的施設」という。）を新たに建設するものである。

四万十町は、図書館協議会や美術館運営審議会等関係する附属機関の代表者を始め、図書館・美術館の利用者、町内保育所の保護者や所長、町内小中学校・高校の保護者や校長及び有識者等で構成する文化的施設検討委員会を設置し、現在の図書館・美術館が抱える課題の解決はもとより、広くこの町の文化行政の在り方について検討を重ね、町民とのワークショップやパブリックコメント（意見公募手続）等を経て、平成31年3月に「四万十町文化的施設基本構想」を、令和2年2月に「四万十町文化的施設基本計画」を策定している。これらを踏まえて、文化的施設は、図書館及び美術館の機能を充実・強化し、展示及びコミュニティの機能を追加して整備するものである。

本事業は、町民の生涯学習の拠点及び将来この町を支える人材育成等まちづくりの拠点として、地域振興の素地の形成にも寄与する役割を持つ施設整備を行うことから、本事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本事業の施行により失われる利益について

本事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施していないが、本事業の性質上、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、震動等を生じる施設ではないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。

希少野生動植物については、高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）により、起業者が特に保護を図る必要があると認められる15種並びに高知県レッドリスト（動物編）及び高知県レッドリスト（植物編）に掲載のある動植物については、現地調査の結果、生育は確認されなかったが、今後、生育が確認された場合は、適切な措置を講ずることとしている。

また、埋蔵文化財については、四万十町教育委員会に

問い合わせを行った結果、起業地内に史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認しており、本事業の施行に伴い、存在が確認された場合においては、四万十町教育委員会等との調整を図り、適切な措置を講ずることとしている。

以上のことから、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本事業の候補地として、3候補地を選定した上で、利便性、経済性、周辺環境及び波及効果等も考慮し、総合的に判断した結果、他の候補地2案と比較して最も適切であると判断される。

このことから、本事業に係る起業地が最も適切であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本事業は、既存施設の老朽化、収納スペース不足等施設の狭小さによる図書館・美術館サービスの不全及び施設がバリアフリー化されていないこと等から、早期の施設整備が急務となっているものである。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

文化的施設の敷地面積については、施設床面積に必要な駐車場面積を加え、それぞれ検討を経て、延べ床面積1,996.71平方メートルと、敷地面積3,953.31平方メートルとして整備を計画しており、必要最小限の土地の取得であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
四万十町役場

高知県告示第356号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年6月23日

高知県知事 濱田 省司

中土佐町久礼上沢

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡中土佐町久礼上澤	7759番1
2	〃 〃 〃 〃	〃
3	〃 〃 〃 〃	〃
4	〃 〃 〃 〃	〃
5	〃 〃 〃 〃	〃
6	〃 〃 〃 〃	〃
7	〃 〃 〃 〃	〃

(2) 区域

標柱1から7までを順次に直線で結んだ線及び標柱7と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第357号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和5年6月23日

高知県知事 濱田 省司

中土佐町大野見吉野

(1) 標柱を設置した土地の地番

--	--	--

標柱番号	所在地	地番
1	高岡郡中土佐町大野見吉野	231番
2	〃 〃 〃	〃
3	〃 〃 〃	1294番
4	〃 〃 〃	〃
5	〃 〃 〃	1295番
6	〃 〃 〃	238番

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第358号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 321号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市下ノ加江字東谷田676番1から土佐清水市下ノ加江字小方下タ小路518番5まで	前	8.4 ∟ 27.1	425
	後	10.4 ∟ 27.1	425

高知県告示第359号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市足摺岬字足摺山1552番1から土佐清水市足摺岬字足摺山1551番まで	前	4.5 ∟ 8.2	25
	後	4.5 ∟ 8.2	25

高知県告示第360号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年6月23日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長者佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡佐川町本郷字川原昌1389番1から高岡郡佐川町本郷字西ノ芝1475番2まで	前	3.1 ∟ 4.3	90
	後	3.7 ∟ 30.4	90

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和5年度クリーニング師試験を次のとおり行う。

令和5年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時  
令和5年9月7日(木)午前9時から
- 2 試験の場所  
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎
- 3 受験資格  
次のいずれかに該当する者であること。  
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者  
(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験願書及び添付書類  
(1) 受験願書(県所定の様式によること。)  
(2) 履歴書(最終学歴を明記すること。)  
(3) 受験資格を証明する書類又はその写し(氏名に変更があつていときは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書(外国人にあつては、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書に代えて、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があつていことを証明することができる書類)
- 4) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)
- 5 受験願書の配付場所  
県内各福祉保健所及び高知県健康政策部薬務衛生課並びに高知市保健所
- 6 受験願書の受付期間  
令和5年7月10日(月)から同月31日(月)まで。ただし、郵送による場合は、令和5年7月31日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の提出先  
(1) 県内に居住する者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所管する福祉保健所(当該住所地又はクリーニング所の所在地が高知市である場合にあっては、高知市保健所)  
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)
- 8 試験科目  
(1) 衛生法規に関する知識  
(2) 公衆衛生に関する知識  
(3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能
- 9 試験手数料  
7,000円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

-----  
**公安委員会告示**  
 -----

**高知県公安委員会告示第13号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

令和5年6月23日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
貴重品運搬警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
  - (1) 検定の実施日及び開始時間  
令和5年9月29日（金）午前9時
  - (2) 検定の実施場所  
高知市春野町芳原2485番地  
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員  
10人
- 4 受検資格者  
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
- 5 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
    - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続  
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行

うこと。

- (1) 検定の申請の受付期間  
令和5年8月21日（月）から同月25日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (2) 検定申請書等の提出方法  
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- (3) 提出書類等
  - ア 検定申請書 1通
  - イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
  - ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
- (4) 受検対象者の確定方法  
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。
- (5) 受検票の交付  
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
- 7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法  
検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
- 8 検定の実施に関し必要な事項
  - (1) 受検時の服装  
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可）とすること。
  - (2) 持参品
    - ア 受検票
    - イ 筆記用具
    - ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
    - エ 雨着（雨天時に使用する。）
    - オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

9 その他

この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

**高知県公安委員会告示第14号**

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和5年6月23日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

- 1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所
  - (1) 審査の区分  
検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、全ての警備業務に係る1級及び2級の審査
  - (2) 審査の実施日及び開始時間  
令和5年8月18日（金）午前9時30分
  - (3) 審査の実施場所  
高知市丸ノ内二丁目4番30号  
高知県警察本部
- 2 審査の実施予定人員  
10人
- 3 審査の対象者  
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項の規定により行われた1級の検定又は同項の規定により行われた2級の検定の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けている者であつて、高知県内に住所地（現に警備員である場合は、その属する営業所の所在地を含む。）を有するもの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有するものとする。
- 4 審査の方法  
1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務の実施に関すること。
    - エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措

- 置に関すること。
- (2) 実技試験  
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 審査の申請手続  
審査を受けようとする者は、次のとおり審査の申請手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。
- (1) 審査の申請の受付期間  
令和5年7月10日(月)から同月14日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
- (2) 審査申請書等の提出先  
ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署  
イ 現に警備員である者で、高知県内に住所を有しないものにあつては、その属する営業所の所在地を管轄する警察署  
ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所及びその属する営業所のいずれも有しないものにあつては、旧検定合格証の交付を受けた警察署
- (3) 提出書類等  
ア 審査申請書 1通  
イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証を保有する者で、高知県内に住所又はその属する営業所を有するものにあつては、当該住所を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通  
ウ 写真(審査の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚  
エ 審査の申請に係る旧検定合格証の写し 1通
- (4) 審査申請書等の提出方法  
審査申請書等の提出は、審査を受けようとする者が直接行うこと。  
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- 6 審査申請手数料の額並びに納付の時期及び方法  
審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。  
なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。
- 7 審査の実施に関し必要な事項  
審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定合格証を持参すること。
- 8 審査の実施に関する問い合わせ先  
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番

号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備係担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月23日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
政党の支部(国会議員関係政治団体以外の政党の支部)

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党香美市香北支部(森安 正)	竹内 俊夫	異動なし	香美市香北町五百蔵1568	令5・5・11
新		森安 正		香美市香北町清爪10-1	

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	高橋祐平後援会(高橋 祐平)	異動なし	高橋 洋子	異動なし	令4・9・1
新			谷脇 健太		
旧	高政会(濱田 拓也)	異動なし	異動なし	高知市宝町7-10	令5・5・22
新				高知市帯屋町二丁目2-9-1303	

高知県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月23日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜  
その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
ふかせ裕彦後援会	宅間 一之	令5・5・1
近藤つよし後援会	今井 智	令5・5・1
上田周五仁淀川町後援会	岡林 堅一	令5・3・30
仁淀川町維新の会	左京 憲昌	令5・3・30
中島やすはる後援会	中島 康治	令5・5・15
山岡みさよ後援会	山岡 美佐代	令5・4・30
ためちか初男後援会	為近 香代	令5・4・30
東野敦夫後援会	東野 敦夫	令5・5・18

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年6月23日

高知県知事 濱田 省司

- 任意契約に係る特定役務の名称及び数量  
高知県ホームページリニューアル等委託業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県総務部広報広聴課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 任意契約の相手方を決定した日  
令和5年5月9日
- 任意契約の相手方の氏名及び住所  
サイトブリッジ株式会社 徳島県徳島市昭和町三丁目6番地

5号 板東ビル2階

5 随意契約に係る契約金額  
73,912,718円

6 契約の相手方を決定した手続  
公募型プロポーザル方式による随意契約

7 随意契約によることとした理由  
政令第11条第1項第1号に該当するため